

運転記録証明料等助成要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という)の交通安全対策事業の一環として、運転者の適正な運行管理と安全運転の確保、並びに事故防止の推進を図るため、運転記録証明書を利用する者に対して、その手数料を助成することを目的とする。

(助成対象者と助成額)

第2条 佐ト協会員事業所に所属する運転者及び従業員を対象とし、年間原則1人につき2回を限度に、運転記録証明書発行手数料の全額を助成する。

- 2 運転者及び従業員の数は、佐ト協が毎年度に調査している労働者雇用数調査で回答を得た人数に準じて、その範囲内で助成する。 ※全従業員が対象ではありません。

(助成金の支払い)

第3条 会員事業者は、自動車安全運転センターに、所定の様式で運転記録証明書の申請手続きを行う。

- 2 佐ト協は、自動車安全運転センターから請求のあった運転記録証明書発行手数料について内容を精査し、指定の口座へ支払う。
- 3 会員が証明書発行に際して虚偽の申請を行った場合は、その手数料について助成しない。また、佐ト協が当該発行機関に既に支払い後の場合は、その会員に対して当該手数料の返還を求める。

(保存期間)

第4条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。